

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2012年11月号 | No. 11/2012

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

世界貿易機構（WTO）

ロシア連邦とバヌアツの加盟

2012年8月22日に、ロシア連邦がWTOに加盟しました。ロシア連邦はすでにPCT及びパリ条約の締約国です。また、2012年8月24日に、バヌアツ（国コード：VU）がWTOに加盟しました。バヌアツはPCT、パリ条約のいずれの締約国でもありません。これにより、WTOの加盟国は157か国となりました。この加盟に従い、PCT及びパリ条約の締約国及びWTOの加盟国の一覧が更新されました。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_paris_wto.pdf

PCT規則4.10(a)に従って、工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国に／のために出願された一つ以上の先の出願、又は、パリ条約の締約国ではないが世界貿易機関（WTO）のメンバーに／のために出願された一つ以上の先の出願の優先権を国際出願において主張することができます。

PCT–特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）試行

工業所有権庁（チェコ共和国）と米国特許商標庁

2012年10月1日付けで、工業所有権庁（チェコ共和国）（IPO CZ）及び米国特許商標庁（USPTO）の2庁間において、新しいPCT-PPH試行プログラムが開始されました。この試行プログラムでは、国際調査機関（ISA）又は国際予備審査機関（IPEA）としてのUSPTOによりPCTフレームワークで作成された肯定的なISA又はIPEAの書面による見解、若しくは、肯定的な特許性に関する国際予備報告（IPRP）（第II章）（つまり、少なくとも1つの請求項について特許できると判断されたもの）を受理したPCT出願について、チェコ共和国の国内段階での早期審査を利用することができます。両庁間のPCT-PPH合意に関するさらなる情報は、以下のウェブサイトでそれぞれご覧いただけます。

(IPO CZ) <http://www.upv.cz/en/ip-rights/patents/Patent-Prosecution-Highway.html>

(USPTO) http://www.uspto.gov/patents/init_events/pph/pph_cz.jsp

イスラエル特許庁とフィンランド国立特許・登録委員会

イスラエル特許庁（ILPO）及びフィンランド国立特許・登録委員会（NBPR）の2庁間において、新しいPCT-PPH試行プログラムが2012年10月15日付けで開始されました。この試行プログラムでは、国際調査機関又は国際予備審査機関としてのもう一方の庁によりPCTフレームワークで作成された肯定的な国際調査機関又は国際予備審査機関の書面による見解

若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第 II 章）を受理した PCT 出願について、他方の国内段階での早期審査を利用することができます。
両庁間の PCT-PPH 合意に関するさらなる情報は、以下のウェブサイトそれぞれご覧いただけます。

(ILPO) <http://old.justice.gov.il/mojeng/rashamhaptentim/patents/pph/>

(NBPR) http://www.prh.fi/en/uutiset/P_304.html

(NBPR) http://www.prh.fi/en/patentit/pph/request_for_pph.html

これら新しい試行プログラムを含む更新された PCT ウェブサイト内の PCT-PPH 試行プログラムのページは以下のサイトからご利用いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

米国特許商標庁：2012 年 10 月 29,30 日の休業

米国特許商標庁は、2012 年 10 月 29 日（月）及び 30 日（火）に、悪天候のため公的な事務処理を目的とした開庁を行わなかった旨、国際事務局に通告しました。

その結果、PCT 規則 80.5 に従い、国際出願に関連した文書又は手数料が同庁に到達すべき期間の満了日が上記 2 日間にあたる場合、その期間は延長され、次の就業日である 2012 年 10 月 31 日（水）に満了します。

また、出願人には、郵便の遅延又は郵便物の亡失に関する PCT 規則 82.1、不可抗力の場合に PCT 規則で規定された期間（優先期間と国内移行期間を除く）が遵守されなかったことによる遅滞の許容を機関に認める PCT 規則 82 の 4 が指示されます。

特許関連事項に関する閉庁の影響についての更なる情報は、下記 USPTO のウェブサイト上での通知を参照してください。

http://www.uspto.gov/news/index_emergency.jsp

PCT最新情報

国際調査手数料、調査手数料、補充調査手数料、取扱手数料（多くの官庁）

IB：国際事務局（手数料）

2013 年 1 月 1 日から、受理官庁としての国際事務局に支払う送付手数料の EUR 及び USD の換算額と優先権書類の手数料の USD の換算額が変更になります。

送付手数料	EUR 83 又は USD 107
優先権書類の手数料	USD 53
航空郵便のための追加額	USD 11

IL：イスラエル（インターネットアドレス）

JP : 日本 (手数料)

指定(選択)官庁としての日本国特許庁に支払う次の国内手数料が変更になりました。

特許 : 15,000 円

実用新案 : 14,000 円

KR : 大韓民国 (手数料)

PA : パナマ (管轄国際調査及び予備審査機関)

RU : ロシア連邦 (官庁の名称、手数料)

SE : スウェーデン (管轄国際調査及び予備審査機関、手数料)

国際調査及び国際予備審査に関する手数料 (連邦知的財産行政局 (Rospatent) (ロシア連邦))

インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報 (<http://www.wipo.int/pct/en>)

PCT 回章

国際事務局が 2002 年から現在までに発行した全ての PCT 回章書簡が下記のウェブサイトにて英語でご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/circulars/index.html>

なお、フランス語版は間もなく作成されます。

PCT 回章とは、PCT 加盟国や (受理官庁、国際機関、指定／選択官庁のような) 様々な PCT 権能としての国内や広域官庁、PCT ユーザを代表する機関を含む他の PCT 関係者に対して、PCT 関連文書 (例えば PCT の様式、実施細則、ガイドライン) の変更に関する協議、情報、発布を目的として送付される PCT 関連事項の書簡のことです。また、回章は PCT 作業部会のような様々な PCT 加盟国機関の会議に関連した情報を伝達するためにも送付されます。

韓国語とロシア語の願書及び国際予備審査請求諸様式

2012 年 9 月版の願書様式 (PCT/RO/101) 及び国際予備審査請求書様式 (PCT/IPEA/401) の編集可能な PDF フォーマットが、これまでの中国語、英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語に加え、韓国語とロシア語でも利用可能になりました。

(PCT/RO/101 : 韓国語) http://www.wipo.int/pct/ko/forms/request/ed_request.pdf

(PCT/IPEA/401 : 韓国語) http://www.wipo.int/pct/ko/forms/demand/ed_demand.pdf

(PCT/RO/101 : ロシア語) http://www.wipo.int/pct/ru/forms/request/ed_request.pdf

(PCT/IPEA/401 : ロシア語) http://www.wipo.int/pct/ru/forms/demand/ed_demand.pdf

よくある質問 (FAQs) : 第三者情報提供

新たな第三者情報提供制度に関する FAQs が下記リンク先で英語、フランス語でご覧いただけます。

(英語) http://www.wipo.int/pct/en/faqs/third_party_observations.html

(フランス語) http://www.wipo.int/pct/fr/faqs/third_party_observations.html

なお、他の言語についても間もなくご利用いただけます。

PCT ウェビナー

PCT ウェビナーのページに、2012年10月のePCT講演の録音とパワーポイントプレゼンテーション（英語）が追加されました。

<http://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

PCT 実施細則（ロシア語）

2012年9月16日施行の実施細則の全文は次のPCTウェブサイトで、ロシア語でご覧いただけます。（PDFフォーマット）

<http://www.wipo.int/pct/ru/texts/pdf/ai.pdf>

実務アドバイス

国際公開を回避するための国際出願の取下げ

Q: 国際公開を回避するために取下げなければならない国際出願を担当している代理人です。計算によると、優先日から起算して18ヶ月の国際公開日に向け、国際公開の技術的準備が、おそらくこの一週間のうちに完了する予定だと思われます。国際出願が公開されないことを確実にするため、国際出願を取下げのためにとる最善の手続きについて教えてください。

A: 国際公開を回避するために規則90の2.1に基づく国際出願の取下げを希望されるのであれば、国際事務局（IB）が国際公開の技術的準備を完了する前に、取下げの通告（Notice of Withdrawal）をIBに直接提出することを強くお勧めいたします（PCT規則90の2.1(c)参照）。これらの技術的準備は、通常、国際公開日の15日前に完了します（優先日から起算して18ヶ月経過後、できる限り速やかに行われるよう計画されています）。

国際公開を回避するため、国際出願の取下げが間に合うように考慮される機会を最大にするために、ePCTシステムを利用して、IBに対しオンラインで取下げの通告を提出することをお勧めします。もし、ePCTを利用して取下げの通告を提出する場合は、国際出願の電子データにそのことがただちに、また自動的に通知されます。

ePCTをまだご利用されたことがない方は、WIPOユーザアカウントを設ける必要がありますが、それはとても簡単にできます（<https://pct.wipo.int/ePCT> にアクセスし、オンラインでの指示に従ってください）。WIPOユーザアカウントがあれば、ePCT *public services*（一般向けサービス）にログインすることができ、国際出願番号及び国際出願日を入力することにより、該当の国際出願を調べることができます。さらに、“Upload documents”機能を利用して、PCT/IB/372の完成した様式（“Notice of Withdrawal（取下げの通告）”）（PCTウェブサイト（http://www.wipo.int/pct/en/forms/ib/editable/ed_ib372.pdf）において、編集可能なPDFフォーマットで入手可能）か、書簡の形式による取下げの通告を含むPDFファイルをアップロードすることができます。

“Upload documents” 機能を利用して取下げの通告を提出する場合は、正しい書類の様式 (“Withdrawal of International Application (国際出願の取下げ)”) を選択するよう、注意してください。アップロード後、取下げの通告は IB 手続システムに即座に反映され、書類が IB により手続きされるまで国際公開は中断されます (もし、技術的準備がまだ完了していなければ、その間、国際出願が公開される危険はありません)。一方、IB に対して、郵便 (普通郵便、航空郵便、あるいは速達のいずれであろうと) 或いはファックスで取下げの通告を提出するのであれば、IB の電子手続システムに適切な日付を入力するため、IB 到着時に手動で操作する必要があり、かなりの時間がかかると思われます。

上記 “Upload documents” 機能は ePCT *private service* でも入手可能ですが、もしまだアクセスしておらず、時間に余裕のない方は、ePCT *public services* にアクセス可能な基本となるユーザアカウントを設けるほうがより早くできます。その後、ユーザアカウントに電子証明をアップロードし、ePCT *private service* へのアクセスができるようになれば、さらに多くの追加機能をご利用できます。例えば、国際出願に関する全ての書類への公開前のオンラインアクセスや公開予定日を含む最新の PCT 書誌情報へのアクセスができます。

もし、すでに ePCT *private services* へのアクセスが可能でしたら、“Actions” タブで利用可能な機能 (国際出願の取下げを含む) を選択すれば、国際出願に関するデータに対して、直接、各種のオンライン機能を利用することが可能です (以下のスクリーンショットを参照)。

Select the action to submit to the IB :

- Select
- Declaration of inventorship
- Make international application available to DAS
- Observations on close prior art
- Obtain priority document from DAS
- Rule 92bis change request
- Withdraw Designation(s)
- Withdraw IA
- Withdraw Priority Claim(s)

ePCT のオンライン “Actions” を利用すれば、個別に書類を準備したり、アップロードするために PDF へ変換したりする必要もなくなります。というのも、このシステムは、選択された機能に合わせて編成された、簡単なウェブフォームにオンラインで記入するよう、提示されるからです。いかなるオンライン機能に関しても、その機能が定められた期日以前にとられることをシステムが自動的にチェックします。例えば、“Withdraw IA (国際出願の取下げ)” 機能が選択された場合、もし技術的準備がすでに終了しており、その時点ではそのような取下げ手続によって公開を避けることができないのであれば、国際出願を取下げするかどうかの再考を希望するかもしれないので、即座に警告を発します。

国際出願の公開が避けられない場合の国際出願を取下げに対してのセーフガードもございません。これは、様式 PCT/IB/372(ePCT *public services* 経由か、ファックスまたは郵送による) 提出時に、“the withdrawal is made conditional on it being received by the International Bureau in time to prevent international publication (この取下げは、国際公開を回避できる場合のみ効力を有する)” 旨を述べることを可能にするチェックボックスが設けられています。同様に、ご自身で用意した取下げの通告に、そのような条件を付け加えることもできます。

もし、国際出願を取下げのために必要な全ての署名が、IB の電子データ上にされているか確信がない場合は、セーフガードとして、取下げの通告と共に、委任状を提出することもできます。ePCT *private services* をご利用の場合は IB の電子データ上の書類にアクセスし、願書様式での署名や、IB が必要な委任状を受理しているかどうかを確認することができます。しかし、どのような場合でも、IB は公開を中断させている妥当な期限内に不足している署名を

補充するよう求めます。

ePCTの最新版に関するさらなる情報は、*PCT Newsletter* 2012年10月の7ページ（日本語抄訳5ページ）をご参照ください。国際出願の取下げに関するさらなる情報は、PCT出願人の手引きの段落 11.048 と 11.049 をご参照ください。

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧